住 づ 第　１７７ 号
令和２年 11 月 16 日

マンション管理組合　御中

静岡県くらし・環境部
建築住宅局住まいづくり課長

分譲マンションの管理に関する実態調査へのご協力のお願い

平素より、本県のマンション行政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。
このたび、県では、居住者の高齢化や建物の老朽化など、分譲マンションが抱える課題解決に向けた施策を検討する上での基礎資料とするため、**県所管（町部のみ）のマンションの管理組合を対象にアンケート調査※**を実施いたします。

※本調査の対象となる分譲マンションとは、
マンション管理適正化の推進に関する法律 第２条第１項に基づき、２以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専用部分のあるものとします。
そのため、上記に該当しない**賃貸マンションは対象に当たりません。**
また、法律では、市部に在るマンションは各市、町部に在るマンションは県の所管となるため、本調査の対象は**町部に在るマンション**となります。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、本調査の主旨をご理解いただき、ご協力下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、具体的な調査内容やご回答方法につきましては、別紙「分譲マンションの管理に関する実態調査の手引き」をご一読ください。

ご記入いただいた個人情報は、本調査の目的以外に使用することはありません。調査結果は個人が特定できないように統計処理いたします。

ご質問・ご不明な点などがございましたら、下記担当までお問い合わせください。

担　　当　計画班
電話番号　054-221-3081

別紙「分譲マンションの管理に関する実態調査の手引き」

1　調査の目的

① 分譲マンションの管理の実態や課題等を把握するとともに、その課題解決に向けた効果的な施策を検討するための基礎資料を得ること
→令和３年度作成予定の「マンション管理適正化推進計画」の基礎データとして活用

② 「マンション管理適正化の推進に関する法律」の改正のポイントの周知と、管理組合による管理計画の認定申請のニーズを把握すること
→別添チラシの「マンション管理・再生は新時代へ」をお読みください。

2　調査の対象

県内（町部に限る）にある分譲マンション
ただし、令和元年度に同様の調査を実施した分譲マンションは除きます。

3　調査票

「令和２年度分譲マンションの管理に関するアンケート調査票」

＜ご回答にあたってのお願い＞

・ご回答はマンション管理組合の理事長様にお願いします。理事長様のご都合が悪い場合は、他の方が代理でご回答ください。

・アンケートの回答は、直接アンケート調査票用紙にご記入ください。なお、調査票は全部で４ページあります。

・調査票の各項目に対する回答は、記述部分のほか、□部分は該当するものにレ点を記入してください。

・本調査の正確性を保持するため、調査項目はできるだけ空欄の無いようにご記入願います。

4　返送締切日

ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに、
令和２年12月25日（金）までにお近くの郵便ポストにご投函ください。

5　お問い合わせ先

静岡県 くらし・環境部 建築住宅局 住まいづくり課 計画班
電話番号：054-221-3081　　FAX番号：054-221-3083
メールアドレス：sumai@pref.shizuoka.lg.jp